

## 須恵町商工会の会員紹介ホームページ制作・掲載に関する規程

須恵町商工会

(本規程について)

第1条 須恵町商工会会員(以下会員)は、須恵町商工会(以下商工会)ホームページに登録申込みされた時点で、本規程内容すべてに同意したものとします。

商工会は、本規程の一部または全部を会員の承諾なく必要な時に変更できるものとし、変更された場合は本規程ホームページに変更を反映させることによって連絡するものとします。

(利用者資格)

第2条 利用者は須恵町商工会会員のみとします。

(申込方法)

第3条 商工会所定の申込用紙に記入・押印後、商工会事務局へ提出することで申込みとなります。

(作成全般に関する規程)

第4条

(1) 著作権について

商工会で作成されたデジタルデータの著作権およびそれに伴う一切の権利は、すべて商工会に帰属するものとし、会員に移転または譲渡もしくは帰属するものではありません。

(2) 制作物の第三者への配布について

商工会で作成されたデジタルデータの一部または全部を第三者に転売・譲渡・貸与・賃貸すること、あるいは第三者の使用を許諾することはできません。

(掲載内容に関する規程)

第5条 以下の内容に該当するものは掲載を控えさせていただきます。

(1) 法律法令などに違反する恐れのあるもの

(2) 第三者の著作権を侵害する恐れのあるもの

(3) 第三者を誹謗、中傷する内容のもの

(4) 商工会の運営方針あるいは制作方針に合致しないもの

(5) その他、理事会にて不適切と判断されたもの

(サービスの中断)

第6条 商工会は、下記事項のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することな

く、一時的に本サービスの一部又は全部の提供を中断する場合があります。

(1) 本サービスのシステムの保守点検を定期的にもしくは緊急に行う場合

(2) 火災、停電、天災などの理由により本サービスを提供できなくなった場合

(3) その他、商工会が一時的な中断を必要と判断した場合

(サービスの変更・廃止)

第7条 商工会は、利用者に事前に通知することなく、サービス内容の一部又は全部を変更することがあります。また、商工会は、特段の事情により止むを得ず本サービスを廃止することがあります。

(サービスの利用終了)

第8条 利用者は、本サービスの利用終了を希望する場合、所定の方法により、いつでも利用の終了を申し出ることができます。

(サービスの利用停止・削除)

第9条 商工会は、利用者が商工会を脱会した場合や本規程違反に該当する行為を行ったと判断した場合、その利用を停止し当該利用者のホームページを削除します。

(掲載会員の責務)

第10条 掲載された内容で、閲覧者等とのトラブル等が生じた場合は、商工会はその責を負わないこととします。

(公開後の更新・管理について)

第11条 写真の差換えや簡単な文章の変更のみ、年4回までは更新することができます。管理手数料年間 1,000 円に年4回の更新が含まれます。それ以上の更新については、別途費用がかかります。

以上